

船舶事故調査報告書

平成24年9月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成24年5月6日（日） 12時00分ごろ
発生場所	兵庫県淡路島北西岸沖 淡路市所在の郡家港西防波堤灯台から真方位341° 1,750m付近 （概位 北緯34° 29.5′ 東経134° 50.2′）
事故調査の経過	平成24年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート エリナ、5トン未満 232-21699兵庫、個人所有 8.08m (Lr) × 2.86m × 1.50m、FRP ディーゼル機関（船内外機）、77.20kW、平成5年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年8月21日 免許証交付日 平成21年7月22日 （平成26年7月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラ翼に曲損 のり養殖施設 ロープ切断
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者10人を乗せ、鳴門海峡の渦潮見学を終えて兵庫県神戸市所在のヨットハーバーに向けて帰途につき、船長が、フライングブリッジ（2階席）で操船に当たり、目視による見張りとはGPSプロッターによる船位の確認を行いながら、速力約30km/hで手動操舵により淡路島北西岸沿いを北北東進した。 船長は、淡路島南方沖を航行中にのり養殖施設が設置されているのを見掛けたので、前方を注意深く見ていたものの、波が高かったこともあってのり養殖施設のブイなどを視認することができずに航行中、平成24年5月6日12時00分ごろ、郡家港北北西方沖において、本船のプロペラにのり養殖施設のロープが絡んで停止した。 本船は、地元漁船により郡家港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
その他の事項	船長は、往路では淡路島から離れて鳴門海峡に向かったものの、復路では同乗者全員が船酔いしていたので、本船が余り動揺しないように淡路島北西岸寄りを速力約30km/hで航行したが、本事故発生場所付近を航行す

	<p>るのは初めてであった。</p> <p>船長は、本船に海図を備え付けていなかったものの、のり養殖施設の設置状況が記載されたパンフレットを備えていたが、本事故前日に船内掃除を行った際に廃棄してしまい、また、GPSプロッターにのり養殖施設区域を入力していなかった。</p> <p>本事故発生場所付近ののり養殖施設区域は、淡路島の陸岸から約2海里沖まで設定されており、本事故当時、同区域内ののり網は撤去されていたものの、のり網を張るための外枠のブイや直径約20mmのロープが残されていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>乗船者は、全員が、船内にいたため、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、淡路島北西岸沖を北北東進中、船長が、淡路島の沿岸付近にのり養殖施設が設置されていることを知っていたので、前方の見張りを行っていたものの、波高約0.5～1.0mの波があつてのり養殖施設のブイやロープを視認することができなかったことから、同施設に向けて航行し、プロペラに同施設のロープが絡み、同施設を損傷したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、淡路島北西岸沖を北北東進中、船長が、淡路島の沿岸付近にのり養殖施設が設置されていることを知っていたので、前方の見張りを行っていたものの、波高約0.5～1.0mの波があつてのり養殖施設のブイやロープを視認することができなかったことから、同施設に向けて航行し、プロペラに同施設のロープが絡み、同施設を損傷したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、淡路島北西岸沖を北北東進中、船長が、淡路島の沿岸付近にのり養殖施設が設置されていることを知っていたので、前方の見張りを行っていたものの、波高約0.5～1.0mの波があつてのり養殖施設のブイやロープを視認することができなかったことから、同施設に向けて航行し、プロペラに同施設のロープが絡み、同施設を損傷したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、淡路島北西岸沖を北北東進中、船長が、前方の見張りを行っていたものの、波高約0.5～1.0mの波があつてのり養殖施設のブイなどを視認することができなかったため、同施設に向けて航行し、プロペラに同施設のロープが絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖施設などの設置海域を航行する船舶は、養殖施設などの設置区域や設置期間に関する情報を入手し、GPSプロッターに設置区域を入力しておくこと。 ・ 養殖施設などの設置場所が確認できない場合は、できる限り沿岸から離れて航行すること。 								